

■令和8年度障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 Q&A

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------|---|--|
| 1 | 申請 | 過去にこの補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。 | 可能です。 ただし、要件を満たす申請が予算額を超えた場合、本市にて優先順位を設定し、採否を判断する場合がありますので、ご了承ください。 |
| 2 | | すでに導入している機器と同一機器の台数を増やしたいのだが補助金を受けることはできるか。 | 可能です。 新たに導入する必要があり、介護ロボット導入計画を策定していただくなど、補助要件を満たせば補助対象となります。 |
| 3 | | 当該事業所において、障がい福祉サービスの指定を複数受けている場合、補助上限額はどうか。 | 当該事業所として、通知文に記載している「4 市基準額」の(2)のAからCに該当するいずれかの補助上限額を適用するものとします。 |
| 4 | | 書類提出後、導入予定機器を変更することは可能か。 | 変更することはできません。 |
| 5 | | 他の補助金、助成金と重複して補助を受けることはできるか。 | 重複して補助を受けることはできません。 |
| 6 | 契約等 | 契約等はいつ行えば良いか。 | 交付決定通知受領後に契約手続きを行ってください。 交付決定前の購入契約及び設置は、補助の対象外となります。 |
| 7 | | 製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。 | 申請した年度内で納品されない場合、補助金の交付を受けることはできません。 申請の際には業者等に確認の上、補助金の申請を行ってください。 |
| 8 | 補助対象 | 導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。 | 補助対象とする機器としては「目的要件」「技術的要件」「市場的要件」を全て満たす機器が対象となります。 |
| 9 | | 居宅介護事業所として、利用者宅に介護ロボット等を設置することは可能か。 | 導入する機器を当該施設・事業所以外に設置することは認められません。 運用方法としては、使用の都度、設置し、使用後は事業所で保管・管理する必要があります。また、入所施設等においては、当該施設等以外で使用することは認められません。 |
| 10 | | 介護ロボットの導入時の工事費用や、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。 | 工事費用・メンテナンス費用については補助対象外です。 他に対象外となる経費の例は以下のとおりです。 a. Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費(※) b. 機器の配送料 c. PC、タブレット及びその付属品(※) d. 工事費(設置費は可能)(※) ※ただし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障がい者支援施設、共同生活援助事業所のみ)は補助対象とします。 |
| 11 | | 補助金を受けて導入したロボット等を処分する場合の手続きは？ | 本補助事業を受けて整備した機器について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」の第14条第1項第2号に基づく、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚労省告示第384号)の経過前に財産処分(転用・譲渡・交換・貸付・取壊し・廃棄)を行う場合は事前に承認の手続きが必要となります。また、処分内容によっては、当該補助金の返還を行っていただく場合がありますので、ご注意ください。 |